特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和6年9月25日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する申告特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。 【具体的な事務】 ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申告内容の変更の届け出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を求めた者の住所地の市町村に対する申告特例通知の作成、送付
③システムの名称	ふるさと納税管理システム(ふるさと納税do)
2. 特定個人情報ファイ	ル名
ワンストップ特例申請書ファ	マイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表項番 24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 める事務を定める命令 第16条 地方税法附則 第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関におけ	ナる担当部署
①部署	ブランド推進課
②所属長の役職名	ブランド推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	示•訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ

市長公室 ブランド推進課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1382

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和6年5月31日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価 施機関に		重点項目記	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及し 3) 基礎項目評価書及し 頁目評価書において、リス	ド全項目評価書		
されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
2. 特定個人情報の人子(1	月1収1疋伊	モネットソークンスプ	ムを通じ	ルに八十で味い	、。/ <選択肢>			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か]	十分である]		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更固定	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	I 5. ②	ブランド推進課長 大野 伸和	ブランド推進課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ1.	平成28年12月31日 時点	平成29年12月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ2.	平成28年12月31日 時点	平成29年12月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成29年12月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成29年12月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	項目の追加	事後	
令和2年8月31日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 (③システムの名称)	ふるさと納税管理システム(Access)	ふるさと納税管理システム(ふるさと納税do)	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成30年12月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成30年12月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年8月31日	IV4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	[0]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年8月31日	IV4. 同上(委託先における不正な使用等のリスクの対策は 十分か)	※空欄	十分である	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示·訂正·利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	II 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	1,000人以上1万人未满	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和2年5月31日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和2年5月31日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和3年11月30日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和3年11月30日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和4年5月31日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和4年5月31日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和6年9月25日	I3. 個人番号の利用 (法令上の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第3項、 別表第1項番16 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法附則 第7条第5項、第12項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項、 別表項番名2 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法附則 第7条第5項、第12項	事後	
令和6年9月25日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ (連絡先)	市長公室 ブランド推進課 511-8601 三重県桑 名市中央町2-37 0594-24-1258	市長公室 ブランド推進課 511-8601 三重県桑 名市中央町2-37 0594-24-1382	事後	
令和6年9月25日	II 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和5年5月31日 時点	令和6年5月31日 時点	事後	
令和6年9月25日	II 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和5年5月31日 時点	令和6年5月31日 時点	事後	

る説明	(